



平成 27 年 12 月 14 日

各 位

会社名 株式会社ハウスイ
代表者名 代表取締役社長 高橋 昌明
(コード番号 1352 東証第一部)
問合せ先責任者 執行役員管理本部副本部長 小林 留一
(TEL 03-3543-3536)

「コーポレート・ガバナンス基本方針」制定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 12 月 14 日開催の当社取締役会において、「コーポレート・ガバナンス基本方針」(別紙)の制定を決議しましたので、お知らせいたします。

以 上

コーポレート・ガバナンス基本方針

当社および当社グループは、『水産物のサプライチェーンの中で新しい価値を創造し、最適な水産流通ネットワークの実現を通じて、人々に健康と豊かさをお届けすることにより社会に貢献する』を経営理念とし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をはかることを目的として、「コーポレート・ガバナンス基本方針」を制定するとともに、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組みます。

第 1 章 総 則

1. コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、株主、顧客、従業員などのステークホルダーからの信頼に応え、持続的な成長と中長期的企業価値の向上をはかるとともに公正かつ透明性の高い経営を目指します。また、経営環境・社会環境の変化に適切に対応する迅速な意思決定と、コンプライアンス、の徹底やリスク管理を強化することでコーポレート・ガバナンスの充実に努めていきます。

2. 経営姿勢(行動基準)

当社は、経営理念に基づき次の行動基準を従業員に徹底しています。

- ① 法令・規則等のルールを順守し、常に“正しい仕事”を意識して行動する。
- ② グループ各社の機能を協働により成長発展させていく。
- ③ 提供する商品およびサービスは常に高いレベルの品質を目指す。
- ④ 地球の“恵み”を大切にし、持続可能な資源の有効活用と環境に配慮した事業活動を展開する。

3. 内部統制システム

当社は、『内部統制システムの基本方針』に基づき、当社グループの内部統制システムを充実、発展させていくため、リスクマネジメント委員会・倫理委員会・環境委員会・品質環境委員会を設置し、定期的に取り締役会にて活動報告と検証を行うとともに、関連規程の周知など従業員への教育にも努めています。

第 2 章 株主との関係

1. 株主の権利の確保

当社は、株主の権利が適切に行使できるよう環境の整備と、株主の平等性の確保に取り組んでいきます。

2. 株主総会

当社は、株主総会が最高意思決定機関であり株主との建設的な対話の場であると認識し、株主が出席しやすい開催日の設定、株主が議案について十分な検討時間を確保するために招集通知の早期発送や当社ホームページへの早期掲載に努めていきます。

3. 株主との建設的な対話

- (1) 当社は、IR広報担当役員を統括窓口とし、すべての株主をその持分に応じて平等に扱い、建設的な対話を行う基盤を構築するために、決算説明会や会社情報の積極的な適時開示に努めるとともに、当社ホームページなどを通じてタイムリーな情報提供を図っていきます。
- (2) 対話によって寄せられた意見などは取締役間で情報共有し、必要に応じ企業活動に反映していきます。
- (3) インサイダー情報の管理については、社内規程(内部情報管理および内部者取引規制に関する規程)に基づき対応しています。

4. 資本政策・利益還元の基本方針

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を高めるため、必要な投資を積極的に行い有効利用を図ることを資本政策の基本としています。

当面の経営指標としては事業別の売上高営業利益率とグループ全体のROEを重要指標と位置付け、収益力を高めていきます。

株主への利益還元については、中長期における事業の持続的成長を支えるための内部留保を確保した上で、業績や経営環境などを勘案し安定した配当の継続を基本方針としています。

5. 関連当事者との取引

当社は、当社の取締役が利益相反取引、競業取引を行う場合には法令および社内規程に従い事前に取締役会の承認を受け、結果を取締役会に報告します。

また、当社の主要株主との取引にあたっては、取引条件が一般の取引条件と同様であることが明確な場合を除き、当該取引が当社および株主共同の利益を害することがないよう、法令および社内規程に従い事前に取締役会の承認を得て行います。

6. 内部通報制度

当社は、倫理憲章・倫理行動基準を制定し、従業員への周知徹底を図るとともに、当社グループにおける法令および会社規則等に違反する行為を管理し通報する制度を整備しています。通報窓口は社内外に設置し、監査室を事務局とする内部通報委員会にて内部通報制度を運用しています。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

1. 情報開示に関する基本方針

当社は、株主や投資家などのステークホルダーから正しく理解され評価されるために、事

業内容、財政状態・経営成績等の財務情報やリスク管理などの情報について迅速・正確な開示を行います。

また、法令に基づく開示事項以外の情報についても積極的な開示に努めていきます。

2. 開示体制

当社は、IR広報担当役員を置き、総務部・経理部・監査室などと連携を図り、適時・適切な開示に努めています。

第4章 コーポレート・ガバナンス体制

1. 取締役会

(1) 取締役会の役割・責務

当社の取締役会は、株主に対する受託責任を認識し、当社グループの戦略的な方向づけなど経営に関する重要事項を審議し意思決定をするとともに、経営全般に対する監督を行います。

また、業務執行と経営監督機能の明確化を図るため執行役員制度を導入しています。

(2) 取締役会の構成

当社は、取締役会における活発な意見と迅速な意思決定ができるよう10名以内としています。その内、独立社外取締役1名を選任していますが、2名以上の体制を目指しております。また、取締役会全体として、多様性、専門性を確保する構成に努めています。任期については、経営責任を明確にするため1年としています。

(3) 取締役会への委任の範囲

当社の取締役会は、法令・定款で定められた事項の他、取締役会規則に定める重要事項の決定を行い、その他の事項は執行役員で構成する経営委員会に委ねています。

(4) 取締役会の実効性の評価

当社は、取締役会全体の実効性についての評価はしておりませんので、今後、評価の方法、開示について検討していきます。

2. 監査役会

(1) 監査役および監査役会の役割・責務

監査役および監査役会は、株主の負託を受けた独立した機関として取締役の職務の執行を監督することにより、当社および当社グループの持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っています。

監査役会は、監査の実効性を高めるため監査の方針、業務および財産状況の調査方法など監査役の職務の執行を決定するとともに、当社グループの取締役および従業員から監査役への報告体制、社外取締役・監査室・会計監査人との連携体制を整備し、より実効性の高いコーポレート・ガバナンスの実現に努めます。

(2) 監査役会の構成

監査役は4名以内とし、半数以上を社外監査役としています。
また、財務・会計に関する専門知識を有する者を1名以上含む構成にしています。

3. 取締役および監査役

(1) 取締役・監査役の選任方針、手続き

取締役候補者については、当社の事業に関し豊富な知識・経験および優れた経営管理能力を有するとともに、社会的な責任・使命を十分理解し当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献することが期待される者を代表取締役が指名し、取締役会で決定しています。

監査役については、監査役の職務を適切に遂行できる知見を有する者を指名し、監査役会の同意を得て取締役会で決定しています。

(2) 独立性の判断基準

当社の社外取締役・社外監査役の独立性については、会社法に定める要件および東京証券取引所が定める独立基準に基づき選任しています。

(3) 取締役・監査役の報酬

取締役の報酬は、職責・役位および経営への貢献度・経営内容を勘案した固定報酬と年度業績に対応した業績賞与とし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会にて代表取締役に一任のうえ決定しています。

なお、独立社外取締役については、その役割と独立性の観点から固定報酬のみとしています。

監査役の報酬は、常勤と非常勤の別・業務分担などを勘案し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査役の協議により決定しています。

また、その役割と独立性の観点から固定報酬のみとしています。

(4) 社外取締役・社外監査役の兼任

当社は、社外取締役・社外監査役に対し当社の役員としての責務を適切に遂行できるための時間を確保できる者を選任していきます。

なお、兼任状況については開示しています。

(5) 取締役・監査役のトレーニング

当社は、取締役・監査役が求められる責務と役割を果たす必要な知識を習得するために、外部セミナーへの参加や社内研修会の機会を設け、費用は会社負担としています。新任の社外取締役・社外監査役については、当社および当社グループの事業内容・財務状況・ガバナンス体制などの概要説明や主要事業所の見学などを通じて必要な情報を提供しています。

以 上